

越谷市地域防災計画〔資料編〕の更新について（1/2）

■ 要配慮者関連施設一覧の更新

水防法では、洪水浸水想定区域の指定があった場合、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設を市町村の地域防災計画に定める必要がある。

また、地域防災計画に定められた施設は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成しなければならないと規定されている。

要配慮者関連施設の所管課と連携し、地域防災計画に定める施設を見直した。

要配慮者関連施設一覧

現状【令和7年1月1日時点】

学校	63施設
社会福祉施設	634施設
病院・診療所	32施設



更新後【令和8年1月1日時点】

学校	64施設
社会福祉施設	671施設
病院・診療所	30施設

越谷市地域防災計画 [資料編] の更新について (2/2)

■ 越谷市罹災証明書等交付要領の一部改正に伴う修正

越谷市罹災証明書等交付要領において罹災証明書等交付申請書・証明書の様式を規定していたが、内閣府政策統括官（防災担当）より罹災証明書の申請書様式の統一化について通知があり、全国統一様式に変更した。

旧様式

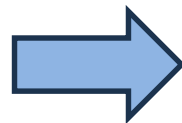


第2号様式 (第7号関係)

自治体番号 〇〇

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	世帯主との関係	
世帯構成員以外 (同居家族、同居者)			
罹災原因			
被災自家の 所在地			
自家の被害の 程度	□全壊 □半壊 □中壊 □半壊 □半壊 □半壊 □壊れ壊れに足りない(一部壊壊)		
浸水区分			
<small>※自家とは、罹災に際し(自家が生活の本拠として日常的に使用していることに基づき、)のたに使用して いる建築物のこと。(被災が原因で居住者等が避難することによる居住地の被害を証明する対象となる住居)</small>			
自家以外の被害			
上記のとおり、相違ないことを証明します。			
年 月 日			
越谷市長			



新様式



文書番号

罹 災 証 明 書

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯構成員①	構成員氏名	性別	年齢	構成員氏名	性別	年齢
罹災原因						
被災自家の所在地						
自家の被害の程度						
追加記載事項②						
追加記載事項③						
上記のとおり、相違ないことを証明します。						
年 月 日						
越谷市長						